

2025年度日本学生支援機構大学奨学金（給付奨学金・多子世帯）

出願に伴う提出書類とスカラネット(インターネット)入力の諸注意

筑波大学学生生活課経済支援

1. 支援対象

- ・2025 年度に在籍する学群生で、多子世帯（生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上である世帯）に属している人。
（給付奨学金案内 P18）

2. 提出書類

以下の提出書類を対応のエリア支援室学生支援に提出してください。

提出方法は「郵送先・連絡先・提出方法一覧」にてご確認ください。

※郵送での提出は簡易書留で封筒に「奨学金書類在中」と記入してお送りください。

申請内容については、別途スカラネットへの入力も必要です。

申請書類提出後にスカラネットの入力に必要な ID・パスワード、「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットを配付（もしくは返信用封筒にて送付）しますので「4. スカラネット入力期限」までに入力を行ってください。

1. 申込者票

2. 学業成績証明書原本（コピー不可） ➡ 申込者票の裏面に必要事項を全員記入

- ※新入生のみ成績証明書を提出 【1 年次生】 出身高等学校の成績証明書
【編入学生】 出身大学等の成績証明書

3. 本人名義の普通預金（通常貯金）口座に関する書類（通帳のコピー）

利用できない口座として、農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、ジャパンネット銀行等) 及びその他一部の銀行(新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等)があります。

4. 「スカラネット入力下書き用紙」のコピー（必要事項を記入したもの）

- ※ 提出された書類は返却しません。
- ※ スカラネットを入力する時は必ず学籍番号を入力してください。

5. 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書

6. 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式 1） ※授業料免除申請用

※ 以下の書類は該当者のみ提出

7. 返信用封筒（郵送での提出の場合のみ）

角 2 サイズの封筒に自分の住所・氏名を記入し、180 円切手を貼付してください。
スカラネットの入力に必要な「ID・パスワードの書かれた紙」と「奨学金確認書兼地方税同意書のセット」をお送りします。

8. 在留資格及び在留期間が明記されている証明書

申込者本人が外国籍の場合、申込可能な在留資格であることを示すために提出
（給付奨学金案内 P14 参照）

9. 社会的養護を必要とする人であることがわかる証明書類

10. マイナンバーを提出できない場合、それに代わる証明書類

(1) 海外に居住し、2024年度の住民税が課税されていない生計維持者がいる場合

- ・「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」

※ 必要書類を添付

- ・海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書

(2) 海外赴任や病気等により、マイナンバー関係書類の提出ができない場合

- ・「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」

※ 必要書類を添付

様式は日本学生支援機構ホームページに掲載されています。

3. 書類提出期間

2025年5月26日（月）～ 6月16日（月）

4. スカラネット入力期限

2025年6月23日（月） 24時 厳守

※スカラネット（インターネット）による入力および入力上の注意

対応エリアの支援室に上記の書類を提出して、スカラネットのアドレス、ユーザID、パスワード（識別番号）を受領し、あらかじめ入力用紙に記入した内容を確認し入力してください。

スカラネットは、8：00～25：00まで利用可能となっています。ただし、入力期限最終日においては、24時までには必ず入力を行ってください。

申込入力中に一つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトします。最初からやり直しとなりますので注意してください。

名前・住所等の漢字の変換間違いに注意してください。旧字体は変換できない場合があります。その際は新字体で入力してください。

必ず「チェック票」の内容を確認し、スカラネットの入力をしてください。

5. マイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後に入れるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。（給付奨学金案内P31）

6. 奨学金確認書兼地方税同意書を日本学生支援機構へ郵送[簡易書留]

マイナンバー提出等の手続き完了後、奨学金確認書兼地方税同意書及び身元確認書類を専用の提出用封筒（黄緑色）に封入して、奨学金申込者が郵便局の窓口から簡易書留で直接、日本学生支援機構へ郵送してください。

奨学金確認書兼地方税同意書の提出は手続き完了後一週間以内となっていますが、

2025年6月30日（月） までには必ず提出してください。

7. 通学形態

自宅外通学を選択する場合は日本学生支援機構ホームページに掲載されているいずれかの要件を満たしている必要があります。

URL：<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>

自宅外通学証明書類は採用後に提出を求めますので「給付奨学金「自宅外通学証明書類」提出の際の注意点（PDF）」を確認し、準備してください。

※ 学生宿舎に入居している学生は「居住証明書」を管理事務室で発行してください。

（「入居通知」は認めません。）

※ 申込時に自宅外通学を選択したとしても証明書類の処理が日本学生支援機構で完了するまでは自宅通学の金額が振り込まれます。

8. その他

(1) 提出された書類は返却しません。また、不採用者の提出書類は大学において処分します。

《注意》 提出書類及びスカラネット入力事項に不備があった場合、または、入力期限後に入力した場合は、出願の受理及び推薦はいたしません。

※参考【大学生等対象】申込資格・選考基準

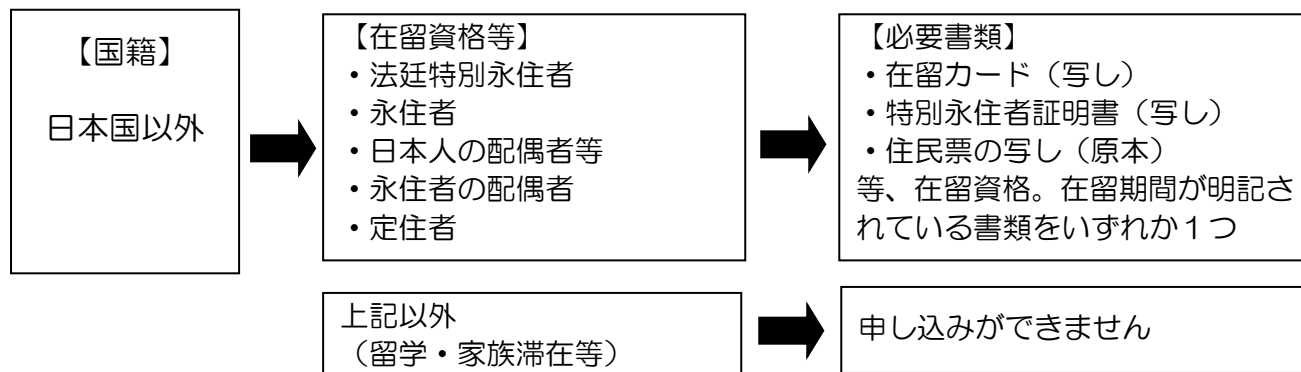
(1) 大学等への入学時期等に関する資格（給付奨学金案内 P6～7）

- ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日、高等学校卒業程度認定試験に合格した日から大学へ進学するまでの期間、その他外国の学校教育の課程を修了した人等、入学時期に関する基準があります。

例）・2023年3月に高等学校等を卒業→2025年4月～2026年3月の間に入学

- ・ 本学へ編入学した場合、編入学前の大学を卒業等した後、1年以内に編入学していること

(2) 在留資格等に関する資格（給付奨学金案内 P14）



(3) 学力基準 (給付奨学金案内 P8)

【1 年次 (2024 年度秋入学者を含む)】

次の 1～3 のいずれかに該当すること。

- 1: 高等学校等における評定平均値が 3.5 以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位 2 分の 1 の範囲に属すること
- 2: 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- 3: 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

【2 年次以上】

次の 1、2 のいずれかに該当すること。

- 1: GPA (平均成績) 等が在学する学部等における上位 2 分の 1 の範囲に属すること
- 2: 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

ただし、在学中の学業成績が以下の「廃止」の区分に該当する場合は、採用されません。

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の 5 割以下であること
3. 授業への出席率が 5 割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること

(4) 多子世帯の支援に係る家計に係る基準 (所得制限・資産基準) (給付奨学金案内 P18)

【所得制限】

多子世帯の支援について、所得制限はありません。

【資産基準】

あなたと生計維持者の資産額の合計が 3 億円未満であること

- ・現金及びこれに準ずるもの (投資用資産として保有する金・銀等)
※退職金も含まれます。
- ・預貯金 (普通預金、定期預金等)、有価証券や投資信託 (株式、国債、社債、地方債等)
※少額投資非課税制度 (NISA) による投資額も含まれます。
有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- ・満期や解約により現金化した保険
※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません

【日本学生支援機構奨学金ホームページ】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>